胎内市立黒川小学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日

本方針は、いじめ対策推進法及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、新潟県いじめ等の対策に関する条例及び県のいじめ防止基本方針、胎内市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、「胎内市立黒川小学校いじめ防止基本方針」として策定する。

いじめの防止等の対策に関する黒川小学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。
また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対処する。

＜いじめの定義＞（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ類似行為の定義＞（新潟県いじめ等の対策に関する条例第２条の２）

（上記の行為であって）当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

いじめの防止等の対策に関する黒川小学校の基本方針

いじめの防止について

◎　「児童の自己有用感の育成」を教育活動の基盤に置き、思いやりの気持ちをもち、協力して活動する子どもを育てる取組を推進します。
◎　生徒指導提要や各種資料等に基づく指導やソーシャルスキルトレーニングなどの活動を宣行い、児童の社会性を育むための実践を継続して行います。
◎　児童主体のいじめ見逃しゼロスクール集会を通じて、他者を思いやる気持ちや規範意識を育てます。
◎　保護者、地域、関係機関等との協力体制を一層強化し、いじめを生まない学校づくりを進めます。

いじめの早期発見・いじめへの対処について

◎　学校生活アンケート（年３回）、教育相談週間（年２回）、WebQU（年２回）、職員終会での情報交換等を通して、いじめの早期発見・解決を図ります。
◎　外見的に遊びやけんかに見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ発見に努めます。
◎　いじめを認知したら、特定の職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が組織として一貫したものとなるよう、管理職の加わった校内対策組織により、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図り、保護者とも連携して解決に向けて児童への指導を行います。また、その記録を適切に保存します。
◎　いじめを受けた児童に対し丁寧な聞取りを行い、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアを行います。また、いじめを行った児童の抱える問題にも寄り添い解決を図ります。

重大事態への対応について

◎　重大事態が発生した場合、速やかにその概要を教育委員会へ報告します。
◎　重大事態に係る事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に調査し、明確にする基本調査を行い、その結果を教育委員会に報告し、指導を受けて必要な対応を行います。
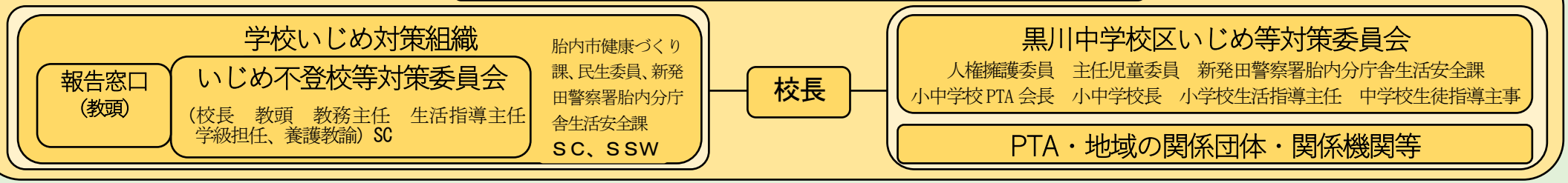
いじめの防止等に係る組織の概要